

一般サービス提供条件 重要

お客様が今後ご参照いただけますよう、本一般サービス提供条件を保存もしくは印刷してお取り置き願います。本一般サービス提供条件をよくお読みいただきながらご承諾いただけますようお願いいたします。お客様は当サービスを利用することにより、本一般サービス提供条件の内容をご承諾いただいたものと理解させていただきます。

Genesys は、今後いつでも、通知なしに、本一般サービス提供条件の変更・修正を行うことができます。お客様が今後、引き続き弊社サービスにアクセスまたはご利用になる場合、本一般サービス提供条件のすべての変更・修正への同意及び最新バージョンへの同意をいただいたものと理解させていただきます。

本一般サービス提供条件は法人のお客様を対象とさせていただきます。

第1条 定義

ある当事者の「関係会社」とは、当事者及び、現在または将来において、当事者を直接または間接に支配し、または当事者によって支配され、もしくは当事者と共同の支配下にある他の団体を言う。ある団体は、他の団体の議決権付株式またはその他の支配権の少なくとも50%を直接または間接に支配している場合、その他の団体を支配しているとみなされる。各当事者は、その関係会社の作為または不作為について相手方当事者に対し主たる責任を負う。

「本契約」とは、次のものすべてを言う：Genesys 及び顧客の間で締結されたマスターサービス契約（もしあれば）、本標準条項及びマスターサービス契約または本標準条項に基づく注文または予約。

「会議」とは、電話、ビデオ、またはウェブを使用した会議通話を指す。

「秘密情報」とは、本サービスの提供に関する両当事者間の折衝または協議に関していずれかの当事者が口頭、書面または電子媒体にて開示した情報、或いは、当事者の事業に関し極秘と明記されまたは他の方法で極秘と指定されたもしくはその性質上合理的に考えて極秘とされる詳細事項に関していずれかの当事者が口頭または書面にて開示した情報を指し、次のものを含むがこれらに限らない：企業秘密、手順、技術、ソフトウェア（ソース・コードとオブジェクト・コードを含む）、コンピュータ上の記録、ハードウェアの機器構成、アルゴリズム、デザイン、計画、開発、発明、図面、製品情報、営業及び販売に関する計画及び予想、顧客と第三者間における合意または調整の詳細及び顧客リスト、事業計画、財務、方法、手続、社内管理、ノウハウ並びに本契約に関して両当事者が作成及び／または関係したすべての情報。但し、開示する当事者の過失なしに公になった情報を除く。

「ドキュメンテーション」とは、本サービスに関するマニュアル及びユーザー情報を指す。

「エンド・ユーザー」とは、会議を管理または主導する者として顧客が指定した個人（「モデレーター」）及び／または顧客と何らかの関係の有するか否かにかかわらず会議に参加する者を指す。

「Genesys グループ」とは、Genesys S.A. 並びにその子会社及び関連会社を指す。

「Genesysウェブサイト」とは、www.genesys.comを指し、各国別のオプションを含む。

「損失」とは、第三者によるクレームに関わるか否かに関係なく、損失、負債、クレーム、損害、費用（正当な弁護士報酬を含む）訴訟及び請求を指す。

「注文」とは、顧客が発注し Genesys が受諾した本サービスに対する書面またはeメールによる注文を指す。

「販売促進資料」とは、各当事者の宣伝、プレスリリース、広告、発表、販売その他のための資料、販促用書状及びその他の文書による通信（書面、口頭、または電子的形態による）を指す。

「プロバイダー」とは、顧客からの予約を得た Genesys グループの関係会社を指す。

「予約」とは、特定の時間及び日付に本サービスを確保するために顧客が発しプロバイダーが受諾した通信を指す。

「別表」とは、本契約に添付されている別表を指す。

「本サービス」とは、注文に明記する本サービスのうちの一つまたは二つ以上の組み合わせを指す。

第2条 本契約の適用及び解釈

本標準条項、本契約、注文、並びに注文に追加され得る予約及びその他の別表は、本契約の規定が可能な限り有効となるべく解釈されなければならない。本契約のすべての条項は、当事者が注文上または予約上において別途合意した場合を除き、すべての注文及び予約に適用されるものとする。両当事者の他の業務上の条件は適用されない。本標準条項、本契約または別表の間に何らかの抵触ある場合、本契約及び（修正されたものがあれば、そのような）別表の条項が適用されるものとする。本契約は、Genesys グループが提供した本サービスを顧客が再販することを許可しない。

第3条 注文及び予約

顧客は、プロバイダーに注文を（文書かeメールで）送付するかまたは本契約に関連して予約を行うかにより本サービスを発注すること

が出来、発注した時点で顧客は本契約の規定により拘束されることとなる。プロバイダーは、本サービスを提供するために間に合う時期までにプロバイダーに到着しない注文または予約については責任を引き受けない。

第4条 本サービスの提供

4.1 Genesys は Genesys グループを通して、本契約及び注文または予約に従って本サービスを提供する。

4.2 Genesys は顧客宛に相当な事前通知を与え、Genesys が妥当であると考える通りに本サービス及びドキュメンテーションを随時改正することができる。但し、かかる改正が本サービスの品質に重大な悪影響を与えないことを条件とする。

4.3 次のいずれかの場合、Genesys は本契約に基づく Genesys の義務履行を延期する権利を留保する（可能ならば Genesys はかかる延期について相当な事前通知を与える）：(i) 本サービスに影響する不可抗力事由があった場合（但し、第13条に従う）、(ii) 顧客が本契約の重大な違反をした場合、(iii) 本サービスの品質を改良または維持するために必要である場合。

第5条 契約価格

顧客は、本契約または本契約に従って約束された注文もしくは予約に基づく本サービスに関し支払われるべき価格は注文または本契約もしくは別表に定められる。

第6条 支払条件

6.1 プロバイダーは自国通貨による請求書を発行する。顧客は請求書発行日から30日以内に争いのない請求書またはその一部につき支払を行うものとする。顧客の支払義務は、第三者による顧客のアクセスの正当使用または不正使用により生じた請求金額に対しても適用される。但し、当該使用に関して顧客に責任なき場合は、この限りではない。

6.2 顧客が請求書の金額またはその一部につき同意しない場合には、顧客は請求書を受領してから30日以内にかかる異議を Genesys に通知するものとする。当事者は、かかる紛争の解決につき協力するものとし、それには紛争解決につき必要な知識及び権限を有する適当な人間に紛争解決を依頼することを含む。両当事者は、合理的な最善の努力を尽くすことによって、紛争を通知後45日以内に解決するように努める。紛争が未解決の間は、顧客が Genesys に対して本第6.2条に定めるように通知したことを条件として、顧客は未払いの請求金額またはその一部につき、違約金または遅延損害金を負担しないものとする。Genesys は、顧客が本第6.2条に従って異議を唱えた金額の不払いに対しては、本契約の解除または注文や予約の受付拒否をする権限を有さない。もしプロバイダーが、異議が唱えられたときに法令または顧客の明示的な指示によってコネクションデータを既に削除していた場合には、プロバイダーは請求書の正確性を証明する義務を負わず、最終の請求金額は顧客により認められたものとみな

す。

6.3 正当に異議が唱えられた請求またはその一部を除き、支払が支払日までに受領されなかった場合には、Genesys は、Genesys が有する他の権利の行使を妨げられることなく、また適用法に従って、(i) 本サービスを中断し、(ii) 注文または本契約を終了させ、または (iii) 顧客に対して以下のいずれか大きい方の金額を請求することができる：(a) 支払日から異議のない未払金額が完済されるまで未払金額に対する年8%の割合による遅延損害金、または (b) 一つの請求につき月40ユーロに相当する遅延損害金；但し、かかる金額はいかなる場合にも法律により許される上限の金額を超えることはないものとする。

第7条 使用条件

7.1 顧客は、顧客自身の利益のために本サービスを利用するものであり、また、ドキュメンテーション及び適用されるすべての法令に従い本サービスを利用することを約する。

7.2 どのシステムと互換性があるかという情報は、ドキュメンテーション及び Genesys のウェブサイト提供される。顧客のシステム及び装置に上記互換性があることを確認することは顧客の義務である。Genesys は、要求されれば、顧客のシステムの互換性についてテストを行う。このテストについては、テスト前に両当事者間で事前合意した料金を Genesys から顧客に請求することができる。

7.3 顧客は、適用される法令に基づき民事責任を引起し得る可能性のある、または、刑事事件となるような、あるいは、刑事犯罪となり得る行為を奨励するような攻撃的、中傷的、陰悪、猥褻、無作法、その他非合法的なメッセージまたはデータの伝送に本サービスを利用してはならず、第三者の個人または法人の権利を違反または権利侵害するような方法で本サービスを利用してはならない（著作権または守秘権を含むがこれらに限らない）。

7.4 Genesys は顧客による通信の内容について何ら責任を負うものではない。上記にかかわらず、顧客の通信内容が第7条第3項に違反するものと判断した場合、予告なくかかる内容を削除することができる。

7.5 顧客は、次の事項につき責任を有するものとする。(i) エンド・ユーザーによる通信、(ii) 会議通信の内容（本サービスの利用を通じて行われた秘密通信及び開示を含むがこれらに限らない）、(iii) 著作権者、音楽著作権管理団体、実演家団体または他の必要な当事者から必要な同意または権利放棄（「同意」）を取得すること。

7.6 顧客は、本サービスとの関係で使用されたすべての口座番号、コンフェレンスコード、パスワード及びIDナンバーにつき守秘義務を負うものとする。

第8条 会計管理

8.1 両当事者は、有効期間中またはある特定期間中につき、代表的雇用人（「会計管理人」）を指名し雇用すると決定することがで

きる。会計管理人には、通常、本契約各当事者の主要連絡先をつとめ、本契約に関係するすべての活動（販売計画及び通信計画、分量減額の管理を含むがこれらに限らない）を調整する権限が付与される。

8.2 会計管理人が指名された場合、両当事者は書面にてこれらの者を明らかにする。各当事者は、相手方当事者に通知を与えれば別の雇用人を会計管理人として指名することができる。

第9条 Genesysによる保証

9.1 Genesysは、熟練した専門家が本サービスと同様の業務を遂行する際に通常用いる注意、技術、及び勤勉の水準に従って本サービスを顧客に提供することを保証する。上記保証は唯一のものであり、商品適格性及び特定の目的への適合性に関する黙示的保証を含むがこれらに限らない他のすべての保証または救済（明示的、黙示的、法律上いずれを問わず）に代わるものである。

9.2 顧客は、プロバイダーは本サービスに関連してネットワーク及びファイアウォール等技術保護セキュリティ・プログラムを使用するものの、明示または黙示を問わず本サービス、その内容及び通信についてセキュリティ及び保護に関するいかなる保証もプロバイダーから顧客に与えられないことを認識し受諾する。

9.3 顧客は、本サービスを顧客に届けるために当事者が所有しないまたは当事者の支配下にないネットワーク、設備及び技術を使用することがあるため、プロバイダーはかかるネットワーク、設備、および技術に関して保証を行えないことを受諾する。

第10条 知的所有権

10.1 本サービス及びドキュメンテーションにおける著作権、商標、または他の知的所有権は、両当事者が別途書面にて合意した場合を除き、プロバイダーまたはその供給業者（いずれか適当な方）に所属するものとするが、顧客は本契約の条件に基づきこれを使用する非排他的権利を有する。

10.2 顧客は次の事項を行ってはならず、また、他者がこれらを行うことを認可もしくは補佐してはならない。(a) 本契約により明らかに許可されている場合を除き、本サービスの全部または一部を制作、製造、流通、または複製すること、(b) 本サービスの全部または一部を分解、リバース・エンジニアリング、またはデコンパイルすること、(c) 本サービスの全部または一部を修正、変換、または改変すること、または (d) 本サービスの全部または一部に関する権原もしくはその他の権利を許諾、再許諾、譲渡、移転、賃借、賃貸、販売、抵当設定、または他の方法により移譲すること。

10.3 いずれの当事者も、広告または販促材料の中で他方の当事者の名前、商標もしくは商号を使用しないものとし、他方当事者の事前の書面による承諾なくして、他方当事者または本契約に言及している発表を公に行わないものとする。顧客は、本書により、Genesysが本契約の期間中顧客の名前をその顧客リストに載せることを許可する。

10.4 本サービスとの関係で Genesys が提供した技術が第三者の知的所有権を侵害するという通知を受けるか、その旨合理的に信じた場合には、Genesys は下記のいずれかをその唯一の義務且つ顧客の唯一の救済として行うものとする。(i) Genesys の費用で、Genesys の技術を継続して使用する権利を顧客のために獲得する、(ii) Genesys の費用で、それが侵害を起こさないように本サービスを変更する、もしくは (iii) 顧客に書面による通知を与えることにより、顧客に対して債務を負担することなく本契約を終了させる。Genesys は、本契約の下で提供され、顧客に与えられた権限の範囲内で使用された本サービスまたはその一部が第三者の知的所有権を侵害しているというクレームから生ずる損失に対して、顧客を補償し顧客に損害が及ばないようにする。但し、Genesys は侵害のクレームが次の理由による場合には責任を負わない：(x) 本サービスや Genesys が提供したソフトウェア及び知的所有物の無断変更；(y) 本サービス及び Genesys が提供したソフトウェア及び他の知的所有物を Genesys の提供にかからない他のサービス、製品、道具もしくは施設と組み合わせで使用した場合、及び (z) 顧客が提供したデザインまたは仕様。

第11条 救済

11.1 Genesys は、本サービスに関する遅滞、中断、脱落、間違い、事故、または誤りでその責に帰すものを改善し本サービスが本契約を遵守するようにする。

11.2 本契約または本契約に従って作成された他の合意に基づき Genesys が顧客に対して負うべき総責任は、主張された Genesys による債務不履行の前月において同サービスに対し支払った金額を上限とする。

11.3 適用法により許可されている範囲を最大として、本契約のいかなる規定にもかかわらず、各当事者は次の事項については相手方当事者に対し何ら責任を負わない。(i) 付随損害、間接損害、特別損害、または偶発損害、(ii) 収益、事業、契約、見込節約、または利益の損失、(iii) データ無効に起因する損失、(iv) 一般の電話通信、インフラストラクチャー、及び設備の利用、有効性、及び品質に起因する損失、(v) 顧客の設備または顧客が所有または顧客の支配下にある装置または資材の故障に起因する損失、(vi) 本サービスの履行における問題に起因する損失のうち第三者が提供した業務の遂行における問題または欠陥を理由とするもの、及び、(vii) 損失の原因となる事態の発生日から6ヶ月以内または顧客がかかると当然知っていたであろう日から6ヶ月以内のいずれか早い方の期限内に顧客が Genesys 宛に通知を行っていない損失。

11.4 複数の事態がある同一の損失の原因となった場合、これらの事態は単一の事態とみなされるものとし、それらのうち最も早い日に発生したもののみなされる。

第12条 補償

12.1 各当事者は、下記 (i) 及び (ii) から発生するすべて

の損失から相手方当事者及び相手方当事者の関係会社、それぞれの役員、取締役、雇用人、及び代理人を補償、弁護し、迷惑をかけぬようはからうものとする。(i) 代理人、雇用人、招待者、訪問者、またはその他の者の死亡または傷害。但し、補償者、その関係会社、またはそれぞれの雇用人、代理人、または下請業者による行為が原因である場合に限る。(ii) 補償者による法律違反。

12.2 顧客は、下記 (i)、(ii) 及び (iii) から発生したまたはこれらに係るすべての損失から Genesys Group、その役員、取締役、雇用人、及び代理人を補償、弁護し、迷惑をかけぬようはからうものとする。(i) 伝送の内容、会議の内容(エンド・ユーザーによる会議通信を含む)、会議のトランスクリプト、会議の記録翻訳文または概要の作成、複製、売却、回覧、及び使用、並びに第三者への配布、発表、または放映を目的として顧客が供給したドキュメンテーション。(ii) 顧客によるサービスの利用、顧客による権利侵害、顧客の雇用人または代理人による権利侵害、Genesys 以外の供給による装置、ソフトウェア、またはサービスと本サービスとの連携使用に起因する権利侵害、または顧客によりまたは顧客のために作成された設計もしくは仕様起因する権利侵害、並びに顧客による同意取得の懈怠、及び (iii) 顧客による本契約の条項の違反。

第 13 条 不可抗力

いずれの当事者も、本契約に基づく義務の遅滞または不履行(支払を除く)が当事者の合理的支配を超える理由に起因する遅滞または不履行である場合、相手方当事者に対して責任を負わない。これらの理由には次のものを含むがこれらに限らない。行政上の制約、為替または市場の規則、労働ストライキ、戦争、民間または軍事当局による行為、テロ行為、サボタージュ、コンピュータまたはインターネット上のウイルス、電力または通信の不足、伝染病、洪水、地震、火災、他の自然災害、または当該当事者の合理的支配を超えるその他の事態、状況、または事件。

第 14 条 保険

各当事者は、本契約の下で生じることがある債務につき、それぞれの費用で適切な補償のある保険を信頼のおける保険会社で契約するものとする。Genesys は、要求があった場合には、かかる保険証書及びそれに関する当該年の保険料の受取を提出するものとする。

第 15 条 契約終了

15.1 各当事者は、相手方に対して 90 日前の書面または e メールによる通知を与えることにより、本契約または注文を最初の期間または更新期間の末日にて終了させることができる。

15.2 第 13 条に定める不可抗力が連続 30 日間継続したことを理由に当事者が本契約に基づく義務を履行することが出来ない場合、相手方当事者は、本契約または注文を終了させることができる。本契約の規定にかかわらず、いずれの場合も不可抗力を主張する当事者は、

かかる遅滞または不履行の程度を緩和すべく最大限の努力を行うものとする。

15.3 Genesys は、顧客宛に 1 ヶ月の事前の書面通知を与えて注文に記載されている価格並びに第 4.3 条に補足するようにドキュメンテーション及び本サービスを修正する権利を留保する。かかる Genesys による修正が顧客の不利になるような場合、顧客は、修正が発効する日以前に通知を与えて本契約及び該当する注文を終了させることができる。顧客が修正に関する Genesys の通知を受領してから 1 ヶ月以内に顧客が契約終了権を行使しない場合、本第 15.3 条の契約終了の権利は失効する。

15.4 第 15 条第 1 項乃至第 15 条第 3 項に従い本契約が終了した場合、顧客は新たに本サービスを発注してはならず、顧客が本契約に加え本サービスをも終了すると決定しない限り、本契約は最後の注文及び/または予約が履行される時まで継続するものとする。顧客は、サービス終了をエンド・ユーザーに通告する責任を負うものとし、エンド・ユーザーがサービス利用を継続する場合は、顧客が引き続き支払責任を負う。

15.5 いずれかの当事者が本契約の重大な違反を犯した場合、相手方当事者は本契約を終了させることができる。但し、契約を終了させる当事者が契約違反の当事者宛に違反の内容及び違反が是正されない場合には本契約が解除される旨を明記した 30 日間の書面通知を与えており、且つ、違反当事者が指定の期限内に違反を是正していない場合に限る。顧客が Genesys に対し争いのない(第 6 条参照)金額を支払わないことを理由に Genesys が債務履行を中断した場合、Genesys は本契約に違反しているとはみなされない。

第 16 条 終了の結果

16.1 本契約の終了日以降、顧客は速やかに、
(i) 関連する本サービスの利用を停止する、
(ii) Genesys が供給し顧客の所有物にインストールされたソフトウェア(もしあれば)を削除またはアンインストールする、
(iii) 未払いの請求金額を完済し、両当事者間において合意された支払条件に従って Genesys に支払われるべきその他の金額を支払う。

16.2 第 10 条乃至第 23 条は、本契約終了後も存続する。

第 17 条 守秘義務

17.1 各当事者は、自分が有する同様の秘密情報及び財産価値ある情報を保護するために使用すると同程度以上の注意をもって(但し、いかなる場合でも相当な注意以下であってはならない)開示当事者の秘密情報の秘密を保護し開示を回避するものとする。会議の内容及び会議参加者に関するすべての情報は、秘密情報とみなされる。当事者は、相手方当事者による書面許可なしに秘密情報を第三者に開示してはならない(当事者の雇用人、代理人、または下請業者に対し

ては例外とし、その場合も、当該情報を知る必要がある者に対してのみ行うものとする。本条項は次の情報には適用されない。(i) 本契約を締結する元となった折衝以前に当事者が合法的に所有していた情報、(ii) 既に公知となっている情報、または、当事者が本条項の規定に違反するという方法によってではなく、将来の時点で公知となった情報、または、(iii) 法律または裁判上の命令を遵守するために開示された情報(但し、相手方当事者に当該法律または命令について十分な通知を与えられている場合)。

17.2 各当事者は、当事者の雇用人(関係会社の雇用人を含む)または下請け業者または代理人が本第 17 条の条項を遵守することを確保するため、商業上合理的な努力を行うものとする。

第 18 条 データの保護

本契約の履行につき、各当事者は、その義務が履行されるすべての管轄区域で有効なすべての個人情報保護法(以下「データ保護法」という)に従うものとする。Genesys は、本サービスを提供するにつき、データ保護法にいう「個人データ」にアクセスすることがあることを認める。Genesys は次の義務を引き受ける：(i) かかる個人データを本サービスを提供する目的のためのみに使用する。(ii) 上記を顧客の指示に従ってのみ処理する。(iii) かかる個人データの無断または違法な処理、事故による喪失、破壊または損傷を避けるために適切な技術的及び組織上の手段を講じる。明確化のため、及び本条項に従って説明すると、顧客はデータの支配者であるため、顧客のためにデータを処理する Genesys により処理されたデータにつきすべての責任を負うものとする。本サービスを提供する目的で、顧客の個人データの全部またはその一部は Genesys Group (米国、ヨーロッパ連合及びその他の世界)の中の Genesys 関係会社によって処理されることを顧客は了解し、承諾する。

第 19 条 譲渡

いずれの当事者も相手方当事者による事前の書面による同意なしに本契約を譲渡してはならない。この書面による同意は不当に差し控えられないものとする。但し、この同意が与えられるのは、譲渡を受ける者が (a) 本契約の条項に拘束されることに書面で合意している場合で且つ (b) 本契約の契約上の義務を満たすための財力を有する場合に限る。しかしながら、各当事者は、自身の売却に関係する場合には、自分の関係会社に対し本契約に基づく義務を譲渡または下請けさせることができるが、譲渡を受ける者が上記要件を満たしていなければならない。本契約は、両当事者の相続人、遺言執行者、法定代理人、継承者及び認可された譲受人を拘束しこれらの者の利益となるよう効力を生じる。

第 20 条 可分性

本契約のいずれかの規定が管轄裁判所により違法、無効または法的強制力を持たないと判断された場合、かかる規定は必要最小限で限定または削除され、本契約の残りの規定については完全に有効なまま存続

するものとする。

第 21 条 通知

21.1 通知は、速達郵便で送付された場合、送付後 2 営業日目に到達したものとみなされる。本契約に基づく通知は e メール、ファクス、または他の電子的手段により送信することが出来、送信終了の報告確認書を受領した時点で到達したものとみなされる。通知は英語で行う。

21.2 Genesys 宛の通知は、注文に記載された住所宛に送信するものとし、儀礼上の写し一通をフランス国 34947 Montpellier Cedex 2, 215 rue Samuel Morse, Office of General Counsel, Genesys S.A. 宛に送付する。Fax: +33 4 99 13 27 90

第 22 条 表題、副本

本契約に含まれる各条項の表題は便宜上存在するものであり、本契約の意味または解釈に何ら影響しない。本契約は署名ページをファクス送信するなどの方法により 1 通以上の副本を作成することが出来、それぞれを正本とみなすものとする。但し、正副すべて併せて単一かつ同一の証書を構成するものとする。

第 23 条 紛争解決、準拠法

第 6 条に述べられている紛争を除き、本契約に関するすべての紛争は本項に定められている方法で解決するものとする。いずれかの当事者の書面による請求があった場合、各当事者はそれぞれの代表者を選任し、紛争解決に努めるものとする。かかる代表者は、善意をもって交渉し、紛争解決に努める。一方の当事者が代表者選任を請求したときから 10 日以内に、両代表者が紛争を解決できなかった場合には、当事者は下記の要領で訴訟を提起することができる。但し、抵触法の規定は排除する：

(i) 顧客がヨーロッパ、中東またはアフリカで設立され、または登録されている場合には、本契約の準拠法はフランス法とする。当事者は、本契約または Genesys が提供した本サービスに関するすべての紛争またはクレームにつき、フランス国モンテペリエの管轄権を有する裁判所の専属管轄に服することに合意する。(ii) 顧客がアジアまたは太平洋地域にて設立され、または登録されている場合には、本契約の準拠法はシンガポール法とする。当事者は、本契約または Genesys が提供した本サービスに関するすべての紛争またはクレームにつき、シンガポールにある管轄権を有する裁判所の専属管轄に服することに合意する。(iii) 当事者が米国及びその他の地域で設立され、または登録されている場合には、本契約はアメリカ合衆国ヴァージニア州法を準拠法とする。当事者は、本契約または Genesys が提供する本サービスに関連するすべての紛争またはクレームにつき、アメリカ合衆国ヴァージニア州にある管轄権を有する裁判所の専属管轄に服することに合意する。

(W0285-018)